

令和6年9月19日

鹿屋市長 中西 茂 様

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会
会長 竹下 伸男

答申書の提出について

令和6年7月5日付け鹿総第464号により諮問のありました下記の件について、別紙のとおり答申します。

記

1 事件名

公文書不開示決定処分取消請求事件（令和6年（情審）第1号）

1 審査会の結論

処分庁鹿屋市長（以下「処分庁」という。）による公文書不開示決定処分（以下「本件処分」という。）は、鹿屋市情報公開条例（平成18年鹿屋市条例第16号。以下「条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、妥当であると認められる。

2 審査請求の概要

(1) 審査請求人は、条例第5条の規定に基づき、令和6年4月19日付けで処分庁に対し、請求する公文書の件名又は内容を「鹿屋市花岡土地改良区の件 平成19年～平成22年までの間に土地改良法第5条～第10条にかけて法手続きが行われたかの開示請求願ひ」とし、次に掲げる文書について開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。なお、本件請求における「法」とは土地改良法（昭和24年法律第195号）をいう。

ア 事業計画概要公告したことのわかる文書（法第5条）

イ 2/3同意のあったことのわかる文書（法第5条）

ウ 事業計画書（法第7条）

エ 土地改良区設立認可申請したことのわかる文書（法第7条）

オ 適否の決定と通知文書のあったことのわかる文書（法第8条）

カ 適否決定事業計画書等の公告縦覧のあったことのわかる文書（法第8条）

キ 利害関係人の異議申出等のあったことのわかる文書（法第9条）

ク 異議の決定のあったことのわかる文書（法第9条）

ケ 設立認可公告のあったことのわかる文書（法第10条）

(2) 本件請求における所管部署は農林商工部農地整備課である。

(3) 処分庁は、条例第11条第2項の規定に基づき、令和6年4月30日付けで、本件処分を行った。その理由は、「公文書不存在」であり、「鹿児島県からの権限移譲前（平成18年度以前）の手続であり、市に書類がないため」である。

(4) 審査請求人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（平成26年

法律第68号)に基づき、鹿屋市長に対し、その取消しを求めて審査請求(以下「本件審査請求」という。)を行った。

(5) 審査庁鹿屋市長(以下「審査庁」という。)は、令和6年7月5日付
けで、条例第19条第1項の規定に基づき、鹿屋市情報公開・個人情報
保護審査会(以下「当審査会」という。)に諮問した。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人の主張はおおむね次のとおりであり、本件処分は不当であるとして、本件処分の取消しを求めている。

(1) 昭和56年から県営での土地改良事業が行われた。その際、土地改良法に基づき、土地改良区を設立しなければならなかったが、設立されていなかった。

(2) 土地改良区が設立されていないのに、審査請求人は現在鹿屋市花岡土地改良区の組合員とされ、組合費等の支払を強いられ、不利益を被っている。

(3) 一方、土地改良区は設立されたかのようにっており、土地改良区設立に関する文書が不存在であるという決定はありえない。

4 処分庁の主張の要旨

処分庁の主張はおおむね次のとおりであり、審査請求の理由はなく、本件審査請求の棄却を求めている。

(1) 鹿屋市花岡土地改良区は、鹿屋市木谷普通水利組合から組織変更により設立され、昭和27年5月8日に鹿児島県が認可し、同年5月14日に告示されている。

(2) 土地改良事業が鹿児島県から鹿屋市に移管されたのは平成19年度であり、平成19年から平成22年までの間に土地改良区の設立に係る手続が行われたことを前提とする本件請求に関する文書は鹿屋市に存在しない。なお、昭和27年当時に行われた手続に係る文書について、鹿児島県から鹿屋市に引き渡された事実もない。

(3) 審査請求人が主張する鹿屋市花岡土地改良区における対応につい

て、処分庁は不知である。

5 調査審議の経過

当審査会による調査審議の経過は以下のとおりである。

年月日	経過
令和6年7月5日	審査庁からの諮問
令和6年8月7日	令和6年度第2回鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会開催（口頭意見陳述及び審議等）

6 審査会の判断

(1) 判断に当たっての基本的な考え方

条例第5条では、「何人もこの条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示を請求することができる。」とし、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を定めている。また、その対象となる「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものである。このことから、開示請求が認められるためには、実施機関が請求対象となる公文書を管理し、当該公文書が存在していることが前提となる。

当審査会は、公文書の開示を請求する権利が不当に侵害されることのないよう、実施機関及び審査請求人それぞれの主張から、本件請求対象文書の存否について判断するものである。

(2) 本件請求文書について

本件請求の内容は、平成19年から平成22年までの間に、鹿屋市花岡土地改良区に関し法第5条から第10条までの手続が行われたということをもととして、その公文書の開示を求めるものである。

土地改良区は、法第5条第1項において、「第3条に規定する資格を有する15人以上の者は、その資格に係る土地を含む一定の地域を定め、

その地域に係る土地改良事業（略）の施行を目的として、都道府県知事の認可を受け、その地域について土地改良区を設立することができる。」とされ、同条第2項において、「前項の者は、同項の認可の申請をするには、あらかじめ、農林水産省令の定めるところにより、同項の土地改良事業の計画の概要（略）、定款作成の基本となるべき事項、同項の一定の地域内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者で当該土地改良事業の計画及び定款の作成に当たるべきものの選任方法その他必要な事項を公告して、同項の一定の地域内にある土地につき同条に規定する資格を有する者の3分の2（略）以上の同意を得なければならない。」とされている。また、その構成員は法第11条において、「土地改良区の地区内にある土地につき第3条に規定する資格を有する者は、その土地改良区の組合員とする。」とされている。

なお、鹿児島県においては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定に基づき、鹿児島県事務処理の特例に関する条例（平成12年鹿児島県条例第7号）により、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとされ、平成19年度から同条例において土地改良事業に関する事務の一部について、鹿屋市が処理することとされた。具体的には、土地改良区の設立・合併・解散に関すること、定款変更の届に関すること、役員の上退任届に関すること、印鑑証明に関すること、事業計画変更に関すること等である。

本件請求において、対象期間を平成19年から平成22年までとした理由について、審査請求書及び反論書のほか、令和6年8月7日に開催した当審査会による口頭意見陳述において審査請求人は以下のとおり主張している。

ア 昭和56年から鹿屋市西花岡地区において県営の土地改良事業が行われ、その際土地改良区を設立しなけりばならなかつたが設立されていなかつた。

イ そのため、平成19年から平成21年にかけて鹿屋市において土地改良区を設立する目的でやり直しの手続が行われた。しかしながら、その手続は土地改良事業計画の変更手続であり、手続そのものを間

違っていた。

ウ よって、本件請求において法第5条から第10条までの手続、すなわち土地改良区設立に関する手続があったのかを確認するために請求を行った。

(3) 本件請求文書の存否について

処分庁の主張は上記「4 処分庁の主張の要旨」のとおりであるが、このことについて、審査請求人は本件処分を不服としていることから、対象文書を不存在としたことの当否について検討する。

鹿屋市花岡土地改良区の設立に関しては、処分庁が弁明書で示した昭和27年5月14日付け鹿児島県告示第293号にあるとおり、鹿屋市木谷普通水利組合を鹿屋市花岡土地改良区に組織変更することについて、同年5月8日に認可していることが分かる。なお、先述のとおり、県における土地改良事業の一部は、平成19年度から市に移譲されているものの、昭和27年5月に組織変更したことに関する文書の存在について処分庁に聴取したところ、県から文書等の移管を受けておらず存在しないとのことであり、令和6年8月7日に開催した当審査会における処分庁への質疑等においても同文書の存在は確認できなかった。

また、審査請求人の主張する「平成19年から平成21年にかけて鹿屋市において土地改良区を設立する目的でやり直しの手続が行われた」ことについて、処分庁の説明によると、平成19年から平成21年にかけて鹿屋市において行われた手続としては、法第48条に基づく既存土地改良区の事業計画変更の手続であり、その内容は、昭和55年以降の維持管理計画の変更（農用地の面積や管理施設の変更）を包含し、現状に合わせた事業計画の変更であり、その変更内容は適当であるとして認可したものであった。よって、本件請求にいう法第5条から第10条までにおける手続を行ったものではないとのことであり、その説明に不合理な点は認められない。

以上のように、審査請求人の主張する文書については、第一に鹿屋市花岡土地改良区の設立に関しては、昭和27年5月8日に県において認可されており、これら文書は本件請求の対象とされていないが、処

分庁において保有していないことが確認できた。第二に本件請求における平成19年から平成21年にかけて鹿屋市において行われた手続は、土地改良区の設立に関する手続ではないものと認められる。以上のことから、処分庁において本件対象文書を保有しているとは認められない。

(4) 審査請求人のその他の主張について

審査請求人はその他種々主張するが、本事件における当審査会の判断を左右するものではない。

7 結論

以上のとおりであるから、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

令和6年9月19日

鹿屋市情報公開・個人情報保護審査会

会長	竹下	伸男
委員	井上	順夫
委員	内野	純子
委員	小林	千鶴
委員	森	克己